

令和6年度

印旛沼二期農業水利事業
環境保全型農業推進方策検討業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 印旛沼二期農業水利事業所

項 目	内 容														
第 1 章 総則 (適用範囲) 第1-1条	印旛沼二期農業水利事業環境保全型農業推進方策検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。														
(目的) 第1-2条	本業務は、印旛沼二期地区管内における環境保全型農業の推進に資するため、環境保全型農業の方法に係る検討を行うものである。														
(場所) 第1-3条	この業務において対象とする施行場所は、千葉県成田市、佐倉市、印西市、八千代市、印旛郡酒々井町及び同郡栄町の 4 市 2 町であり、別添位置図に示すとおりである。														
(一般事項) 第1-4条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 (1) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (2) 作業の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。														
(管理技術者) 第1-5条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村環境 農業－農業地域・資源計画</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農業地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村環境 農業－農業地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農業地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
資格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村環境 農業－農業地域・資源計画													
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農業地域・資源計画													
博士	農学														
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木														
(担当技術者) 第1-6条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第1-7条	共通仕様書第 1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第1-8条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明														

項 目	内 容																						
第 2 章 作業条件 (貸与資料) 第2-1条	する書類を提示しなければならない。 貸与資料は下記のとおりである。 <table><tr><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td>国営印旛沼二期土地改良事業計画書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>印旛沼二期地区全体実施設計書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>国営土地改良事業印旛沼二期地区環境配慮計画</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成25年度環境保全型農業推進方策検討業務 実施報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成26年度環境保全型農業推進活動検討業務 実施報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成27年度環境保全型農業及び水田魚道モニタリング等調査検討業務 実施報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成28年度環境保全型農業及び水田魚道モニタリング等調査検討業務 実施報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成29年度環境保全型農業及び水田魚道モニタリング等調査検討業務 実施報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成30年度環境保全型農業効果等検討業務 実施報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 5 年度 環境保全型農業実施方策検討業務 実施報告書</td><td>1 式</td></tr></table>	貸 与 資 料	数量	国営印旛沼二期土地改良事業計画書	1 式	印旛沼二期地区全体実施設計書	1 式	国営土地改良事業印旛沼二期地区環境配慮計画	1 式	平成25年度環境保全型農業推進方策検討業務 実施報告書	1 式	平成26年度環境保全型農業推進活動検討業務 実施報告書	1 式	平成27年度環境保全型農業及び水田魚道モニタリング等調査検討業務 実施報告書	1 式	平成28年度環境保全型農業及び水田魚道モニタリング等調査検討業務 実施報告書	1 式	平成29年度環境保全型農業及び水田魚道モニタリング等調査検討業務 実施報告書	1 式	平成30年度環境保全型農業効果等検討業務 実施報告書	1 式	令和 5 年度 環境保全型農業実施方策検討業務 実施報告書	1 式
貸 与 資 料	数量																						
国営印旛沼二期土地改良事業計画書	1 式																						
印旛沼二期地区全体実施設計書	1 式																						
国営土地改良事業印旛沼二期地区環境配慮計画	1 式																						
平成25年度環境保全型農業推進方策検討業務 実施報告書	1 式																						
平成26年度環境保全型農業推進活動検討業務 実施報告書	1 式																						
平成27年度環境保全型農業及び水田魚道モニタリング等調査検討業務 実施報告書	1 式																						
平成28年度環境保全型農業及び水田魚道モニタリング等調査検討業務 実施報告書	1 式																						
平成29年度環境保全型農業及び水田魚道モニタリング等調査検討業務 実施報告書	1 式																						
平成30年度環境保全型農業効果等検討業務 実施報告書	1 式																						
令和 5 年度 環境保全型農業実施方策検討業務 実施報告書	1 式																						
(貸与資料の取扱い) 第2-2条	第2-1条に示す貸与資料の取扱いは下記のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があつた場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。 (3) 上記に記載された資料以外の参考図書及び貸与資料がある場合には、その旨を監督職員から指示する。																						
第 3 章 業務内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙作業項目内訳表（該当項目）に示すものとする。 <table><tr><th colspan="2">作業項目表</th></tr><tr><th>作 業 項 目</th><th>数量</th></tr><tr><td>1 必要資料の収集</td><td>1 式</td></tr><tr><td>2 有機 J A S 認証等に必要な基準に係る資料収集</td><td>1 式</td></tr><tr><td>3 本事業地区における環境保全型農業の事例収集</td><td>1 式</td></tr><tr><td>4 有機 J A S 認証等に必要な基準に係る事業者ヒアリング</td><td>1 式</td></tr><tr><td>5 事業実施区域内関係機関に向けた、環境保全型農業の推進に係る資料の作成</td><td>1 式</td></tr><tr><td>6 業務全体の取りまとめ及び報告書作成</td><td>1 式</td></tr></table>	作業項目表		作 業 項 目	数量	1 必要資料の収集	1 式	2 有機 J A S 認証等に必要な基準に係る資料収集	1 式	3 本事業地区における環境保全型農業の事例収集	1 式	4 有機 J A S 認証等に必要な基準に係る事業者ヒアリング	1 式	5 事業実施区域内関係機関に向けた、環境保全型農業の推進に係る資料の作成	1 式	6 業務全体の取りまとめ及び報告書作成	1 式						
作業項目表																							
作 業 項 目	数量																						
1 必要資料の収集	1 式																						
2 有機 J A S 認証等に必要な基準に係る資料収集	1 式																						
3 本事業地区における環境保全型農業の事例収集	1 式																						
4 有機 J A S 認証等に必要な基準に係る事業者ヒアリング	1 式																						
5 事業実施区域内関係機関に向けた、環境保全型農業の推進に係る資料の作成	1 式																						
6 業務全体の取りまとめ及び報告書作成	1 式																						
(設計作業の留意点) 第3-2条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監																						

項 目	内 容																		
(技術提案の履行) 第3-3条 第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条 第5章 成果物 (成果物) 第5-1条 (成果物の提出先) 第5-2条 第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 第2－1条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1－11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時まで履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。また、打合せは下記に示す回数及び方法を想定しているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th rowspan="2">打合せ</th><th rowspan="2">実施段階</th><th colspan="2">実施方法</th></tr><tr><th>対面</th><th>Web</th></tr><tr><td>初回</td><td>設計作業着手段階</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>第2回</td><td>中間打合せ（本事業地区における環境保全型農業の事例収集終了後）</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>第3回</td><td>報告書原稿作成段階</td><td></td><td>○</td></tr></table> なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務行程表等の管理状況を報告しなければならない。 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県佐倉市宮小路町28番地 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第3-1条に示す「作業項目及び内容」に変更が生じた場合 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (4) 履行期間に変更が生じた場合 (5) 関係機関等対外的協議等により作業内容に変更が生じた場合 (6) その他	打合せ	実施段階	実施方法		対面	Web	初回	設計作業着手段階	○		第2回	中間打合せ（本事業地区における環境保全型農業の事例収集終了後）		○	第3回	報告書原稿作成段階		○
	打合せ			実施段階	実施方法														
		対面	Web																
	初回	設計作業着手段階	○																
	第2回	中間打合せ（本事業地区における環境保全型農業の事例収集終了後）		○															
第3回	報告書原稿作成段階		○																

項 目	内 容
第 7 章 その他 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙

作業項目内訳表

作業項目	作業内容
1 必要資料の収集	過年度の業務成果を把握し、本事業の受益地内における環境保全型農業に関する資料（みどりの食料システム戦略に係る関係市町の取組状況、佐倉市オーガニックビレッジの取組状況、関係機関（県、市町、J A）による認証規格とその登録状況）を収集する。
2 有機 J A S 認証等に 必要な基準に係る資料 収集	本事業の受益地内のほ場で生産される作物を対象とした有機 J A S 認証等に必要な基礎資料の収集を実施する。 ・有機 J A S 認証の基準に係る文献 ・有機 J A S 認証以外の環境保全型農業に係る認定基準についての資料（エコファーマー、特別栽培など）
3 本事業地区における 環境保全型農業の事例 収集	本事業の受益地内における環境保全型農業（有機農業等）の実施農家において、取組の概要について聞き取り調査を行う。
4 有機 J A S 認証等に 必要な基準に係る事業 者ヒアリング	作業項目 2 及び 3 の作業内容を踏まえて、本事業の受益地内の農家が有機 J A S 認証等を受ける上で必要な事項について、数件の認証機関に聞き取りを行う。聞き取りに求める観点としては次のことを想定している。 ・本地区における農産物の有機 J A S 認証に向けた課題と対応方針（本事業で実施している区域での水質、営農方法で有機 J A S 認証の取得が可能か。可能でない場合、どのようなものが障壁となっているのか。）
5 事業実施区域内関係 機関に向けた、環境保 全型農業の推進に係る 資料の作成	作業項目 2 から 4 までの結果を踏まえ、有機農業等の環境保全型農業の取組について、受益地内の関係機関（県、市町、J A、土地改良区）に説明するための資料を作成する。なお、作成する資料について以下の点に留意する。 ・関係機関職員又は営農者を資料の読み手の対象とし、わかりやすく説明されていること。 ・環境保全型農業の取組による効果を具体的に示すこと。
6 業務全体の取りまと め及び報告書作成	各作業項目の成果物について取りまとめを行い、報告書を作成する。